

用途地域等の都市計画に関する証明について（説明書）

都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域、用途地域等の地域地区、並びに都市計画区域外に関して、証明書を発行しています（ただし、地域地区は、用途地域、特別用途地区、準防火地域に限ります）。

証明書申請の手続きについて

証明の交付を受けたい場合は、申請者の住所・氏名・電話番号の他、証明に係る土地の所在（地番）を記入した証明願いに必要な書類を添付して、窓口申請してください。申請後、10分程度で交付となります。

申請者	誰でも申請できます。
申請窓口	会津若松市役所建設部都市計画課
受付時間	平日午前8時30分から午後5時まで
申請事項	1. 申請者の住所・氏名・電話番号 2. 証明に係る土地の地名地番（土地の地番は、住所ではありませんので、公図にて確認してください。）
提出書類	書類はそれぞれ2部提出してください。 1. 証明願 ※押印不要 2. 位置図 証明に係る土地の位置及びその付近の状況が確認できる縮尺 1/2500 程度の図面。 3. 土地の公図の写し 法務局又は市税務課にて発行しています。（有料） ※位置図、公図写しには、証明に係る土地を塗色等により明示してください。
手数料	1. 現金での支払いとなります。 2. 1筆=1件200円を基本としますが、一団の土地（利用上の一体性等を判断）であれば、証明に係る土地の筆数に関係なく一律1件200円とします。